

区長報告第三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、損害賠償額の決定を平成二十五年五月八日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十五年六月五日

港区長 武井雅昭

記

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 一 | 件名 | 記載を誤った住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に起因する損害賠償 |
| 二 | 損害賠償額 | 一万九千八百四十円 |